

平成28年4月

保護者の皆様

文京区立昭和小学校
校長 山田 晴康

緊急時における措置について

学校では「地震」「風水害」「火災」などの災害から児童の生命と身体のを安全をはかるため、防災指導や避難訓練を行い、万全を期しています。

しかし、東日本大震災のように、災害はいつ発生するかわかりません。そこで、大規模地震発生、大規模地震発生時の「警戒宣言」発令、風水害の発生に伴う対応措置を下記のようにいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

A. 大規模地震発生に伴う措置

1. 児童が在校中に大きな地震震度5弱以上の地震が発生した場合は、保護者の引き取りによる下校とします。震度4以下でも、建物の崩壊、通学路の状況等により、引き取りによる下校となる場合も考えられますので、お含みおきください。

2. 児童が在校中に震度4程度の地震が発生したものの、余震が収まり、通学路の危険も予測されない場合は、教員の引率による集団下校とします。

3. 児童が在校中に震度3以下の地震が発生したものの、通学路の危険も予測されない場合は、通常どおり児童のみの下校とします。

B. 大規模地震発生時の「警戒宣言」発令に伴う措置

1. 警戒宣言が発令された時は、授業を打ち切り、警戒宣言が解除されるまで臨時休業とします。

① 警戒宣言が発令された時は、児童を帰宅させますので、すぐに引き取りにきていただきます。保護者の引き取りがあるまで、児童は学校で保護しています。

② 児童が家庭にいる時は、登校させないでください。

③ 登校途中の時は、学校と家との近い方に行くように指導しています。登校した児童は、学校で保護していますので、すぐに引き取りにきていただきます。

④ 下校途中の時は、学校と家庭との近い方に行くように指導しています。学校に残留している児童は保護していますので、すぐに引き取りにきていただきます。⑤ 遠足などの場合は、できるだけ

早く帰校しますので、学校に児童を引き取りにきていただきます。

2. 判定会召集の報道があっても授業を続けています。ご家庭では、水・食料・救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震発生時に備えていただくとともに、その後の報道に注意してください。

警戒宣言が発令された場合に、直ちに引き取りに出られるように準備してください。児童が家庭にいる場合は、判定会の結論が出されるまで登校させないでください。

3. 警戒宣言が解除されたときは、児童を以下のように登校させてください。

- ①午前6時以前に解除された場合——平常通り授業開始
- ②午前6時以降、午前10時以前に解除された場合——午後1時から授業開始
- ③午前10時以降に解除された場合——翌日から授業開始

| C. 風水害発生に伴う措置 |

1. 風水害が発生し、児童の下校に危険が生ずるおそれがあると判断された場合、授業を打ち切り、風水害の終息まで臨時休業とします。

① 児童だけで下校しても危険がないと判断された場合は、集団下校を行います。ただし、育成室に帰る児童、自宅に家の人がない等の理由により、家に入れないう児童はランチルームで保護していますので引き取りにきていただきます。

・育成室に帰る児童で上の学年（4年～6年）に兄弟がいる児童は、一緒に下校させ、家で待機するように指導します。

② 児童だけで下校すると危険であると判断された場合は、すぐに引き取りにきていただきます。保護者の引き取りがあるまで、児童は学校で保護しています。

なお、引き取りの際は、混雑を避けるため高学年の児童からお願いいたします。

2. 風水害がひどくなりそうな場合は、なるべく家を留守にしないでください。出かける予定がある場合は、必ず保護者の所在を児童に知らせておいてください。

3. 児童を引き取っていただく場合、及び集団下校をする場合は、学校情報配信システムを通じて各ご家庭に連絡をします。

| D. 火災発生に伴う措置 |

1. 火災が発生し学校にとどまるのが危険な時は、第二次避難場所である「六義公園運動場」に避難します。被害状況などから、授業の継続が困難と判断された場合は、臨時休業とします。児童は、火災の鎮火を待って、一斉での下校を行います。

2. 登下校途中の場合は、家へ帰るように指導しています。学校にいる児童は、六義公園運動場に避難させた後、一斉での下校を行います。

3. 児童を一斉で下校させる場合は、学校情報配信システムを通じて各ご家庭に連絡をします。

※学校情報配信システムをまだ登録していただいていない方は、ぜひ登録していただきますようご協力よろしくお願いします。ご不明な点がございましたら、学校へお問い合わせください。

—各ご家庭へのお願い

1. 保護者が留守にしているご家庭では、児童を預かってもらう家庭（親類、知人など）を決めておいてください。
2. 電話による問い合わせは、絶対にしないでください。
3. 自動車、自転車による児童の引き取りは、絶対にしないでください。
4. その後の学校の方針については、本校正面玄関前に掲示します。また、学校情報配信システムを通じて各ご家庭に連絡します。